

専決処分報告 第1号

高知県が当事者である和解の専決処分報告

高知県が当事者である和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、知事に対して専決処分を行うよう依頼することについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(34) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると求める事項を決定すること。

高知県教育委員会事務専決規程

第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。



別紙 1

5 高高学第 285 号

令和 5 年 4 月 19 日

総務部長様

教 育 長



高知県が当事者である和解の専決処分報告について

高知県が当事者である和解に係る別添の専決処分について、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、令和 5 年 5 月高知県議会臨時会に報告してください。

高知県が当事者である案件について次のとおり和解する。

令和5年4月 日専決

高知県知事 濱田 省司

1 和解に係る当事者

甲 高知県

乙 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

株式会社ウエスト電力

代表取締役 中村 公俊

2 和解の概要

- (1) 乙は、甲に対し、令和5年4月27日までに、和解金として15,210,925円を甲が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 甲は、乙から(1)による支払があったときは、その余の請求を放棄し、乙に対し、何ら裁判上及び裁判外の請求をしない。
- (3) 甲及び乙は、甲乙間には、(1)及び(2)のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 本和解に伴う費用は、各自の負担とする。

報 第 号

高知県が当事者である和解の専決処分報告

高知県が当事者である和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和5年5月 日提出

高知県知事 濱田 省司

記

高知県が当事者である案件について次のとおり和解する。

令和5年4月 日専決

高知県知事 濱田 省司

1 和解に係る当事者

甲 高知県

乙 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

株式会社ウエスト電力

代表取締役 中村 公俊

2 和解の概要

- (1) 乙は、甲に対し、令和5年4月27日までに、和解金として15,210,925円を甲が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 甲は、乙から(1)による支払があったときは、その余の請求を放棄し、乙に対し、何ら裁判上及び裁判外の請求をしない。
- (3) 甲及び乙は、甲乙間には、(1)及び(2)のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 本和解に伴う費用は、各自の負担とする。

県が東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号株式会社ウエスト電力と令和 3 年 12 月 1 日付けで締結した高知県立室戸高等学校ほか 45 校において令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に使用する電気に係る電力需給契約については、同社が電力小売事業を廃止することに伴い、県から同年 4 月 21 日付けで同月 30 日をもって当該契約を解除する旨を通知するとともに、同年 5 月 31 日に当該契約書第 15 条第 2 項の規定に基づき算定した違約金 24,285,085 円を当該電気料金の一部と相殺し、当該契約の解除に伴い新たに生じた費用から当該違約金の額を差し引いた金額を損害賠償金として支払うよう同社に請求を検討していたところ、同社から和解の申出があり、検討した結果、提示された和解金の額は妥当なものであり、県においても早期に案件を解決することが望ましいと認められたので、県及び同社の間において令和 5 年 4 月 日に和解することについて専決処分を行ったものである。

株式会社ウエスト電力との電力需給契約解除に伴う和解について

県が株式会社ウエスト電力と令和3年12月1日に電力需給契約を締結し、同社の電力小売事業廃止により令和4年4月30日の経過をもって契約を解除したことに伴い、同社から和解の提案があった。提示された和解金（15,210,925円）は下記5により妥当であると判断できることから、和解を受け入れることとするもの。

1 株式会社ウエスト電力との電力需給契約

- ・ R3.12.1 契約締結（履行期間 R4.1.1～R4.12.31）
県立学校 46 施設（高等学校 38 施設（33 校）、特別支援学校 8 施設（8 校））
- ・ R4.3 月末 ウエスト電力から 4 月末で電力小売事業を廃止する旨の文書を受領。
- ・ R4.4.21 契約解除通知発送（R4.4.30 の経過をもって契約解除）

2 契約解除後の主な経緯

- ・ R4.5.31 R4.3・4 月分電気料より 違約金 24,285,085 円 を相殺し、徴収
- ・ R4.5.1～R4.8.31 四国電力送配電(株)より電力最終保障供給を受ける
- ・ R4.9.1～R5.3.31 四国電力(株)より市場連動型契約で電力供給を受ける
- ・ R5.2 月 ウエスト電力契約解除に伴う 損害額の確定（80,300,101 円）
- ・ R5.3.10 損害額の通知及び支払意思の確認文書の発送
- ・ R5.3.15 ウエスト電力より 文書回答
 - ①損害賠償支払には応じられない。
 - ②ウエスト電力が和解金（15,210,925円（R4.4電気料相当額））を支払い、県は、債権債務の一切を放棄することを希望。
 - ③債務超過で実質破綻会社の状態。時期をみて特別清算を行う。

3 契約解除に伴う損害額

- ・ 損害額 80,300,101 円
- < 損害額の積算方法 >

	R4.1～4月	R4.5～12月	計
①ウエスト電力の場合の電気料	70,732,362円	(見込) 193,734,484円	(見込) 264,466,846円
②実際の電気料	70,732,362円	274,034,585円	344,766,947円
差 (①-②)	0円	-80,300,101円	(損害額) -80,300,101円

4 他の自治体の状況

和解・訴訟	自治体数	自治体 ※和解順及び提訴順
和解した自治体	13	福岡県大刀洗町、福岡県久留米市、福岡県うきは市、福岡県小郡市、福岡県福智町、徳島県美馬市、愛知県一宮市、滋賀県野洲市、埼玉県さいたま市、徳島県、香川県東かがわ市、奈良県奈良市、滋賀県米原市
損害賠償請求の訴訟を行う自治体	4	福岡県大牟田市、宮崎県日向市、鹿児島県大崎町、愛媛県松山市

5 和解理由等

(1) 訴訟による損害額回収の可能性（顧問弁護士の見解）

- ① 訴訟を行ったとしても、勝訴となり、県の損害が 15,210,925 円以上認められる保証は全くない。
- ② 決算報告書に基づけば、相手方に支払余力がない可能性が高く、急激な資産変動等がない限り、勝訴したところで配当がない、あるいは寡少となる可能性が高い。
- ③ 勝訴しても、特別清算においては、他の債権に比べて優先的に配当されるわけではない。

以上のことから、訴訟による回収の可能性は低いと考えられる。

(2) 和解による損害額回収見込み

ウエスト電力から提示された和解金額は、15,210,925 円となっている。県では、契約解除に伴う違約金として、令和 4 年 5 月に 24,285,085 円を収納済となっており、これと合わせると、契約解除に伴う損害の補填として、39,496,010 円を確保することができ、損害額に対する補填率は 49.2%となる。

高知県と同様に、ウエスト電力と契約を行っていた他の自治体のうち、和解を行っていることが確認できた 13 の自治体に聞き取り調査を行ったところ、電力需給契約解除に伴う損害の補填率（損害額に対する違約金と和解金の合計金額の率）は、平均で約 33.0%（1 自治体は損害額未回答のため、12 自治体での計算）となっている。

高知県における損害補填率は、他の自治体の平均を大きく上回り、上位 2 番目となる。

(3) ウエスト電力の状況

ウエスト電力は、時期を見て特別清算することを各債権者に通知しており、その時期が迫っている可能性が極めて高い。

決算報告書によれば、同社は債務超過の状況であり、速やかな対応が求められる。

(4) 和解案

上記（1）（2）（3）を踏まえ、次のとおり和解を行うこととする。

- ・ウエスト電力が和解金 15,210,925 円（令和 4 年 4 月分の電気料相当）を支払い、その支払日において、県は本契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。
- ・和解金支払いののちはウエスト電力と県の間には債権債務が残存しないことを確認する。

和解書（案）

高知県（以下「甲」という。）と株式会社ウエスト電力（以下「乙」という。）とは、令和3年12月1日に締結した電力需給契約書（以下「本契約」という。）の解除に基づく損害賠償について、次のとおり和解する。

第1条 乙は、甲に対し、和解金として15,210,925円を支払う。

第2条 乙は、甲に対し、前条の金員を、令和5年4月27日までに甲が指定する金融機関口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第3条 乙が第1条の和解金の支払いをしたときは、その支払日において、甲は、本契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。

第4条 乙が正当な理由なく第1条の支払いを怠った場合、本和解書は、自動的に解除となる。

第5条 甲及び乙は、本和解書の締結により本件が全て和解に至ったことを認め、甲と乙の間には、本件に関し、本和解書に定めるもののほか、何らの債権債務がないことをそれぞれ相互に確認する。

本和解書の締結を証するため、本和解書2通を作成し、記名押印の上、甲及び乙がそれぞれ1通ずつ保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 高知県
高知県知事 濱田 省司

乙 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
株式会社ウエスト電力
代表取締役 中村 公俊